

30年度

大館市住宅リフォーム支援事業

大館市では、市内経済の活性化と市民の居住環境の質の向上を図るため、市内業者を活用して住宅を増改築やリフォームされるかたに対し補助金を交付します。

「子育て支援」・「三世代同居」・「空き家対策」は、大館市総合戦略の重点プロジェクトの一つとして実施する補助種別となります。

増改築・リフォーム工事費30万円以上に対し補助します!!

① 一般の補助



居住する世帯の家族構成に条件なし

工事費の5%(上限10万円)

市内在住のかたであれば、どなたでも利用できます

② 子育て支援



18歳以下の子供と同居の世帯

工事費の10%(上限20万円)

18歳以下(平成12年4月2日以降生まれ)の子供とその家族が同居している世帯

③ 三世代同居



18歳以下の子供と親と祖父母等が同居の世帯

工事費の10%(上限30万円)

祖父母等とは、祖父母・曾祖父母のことを言い、祖父母等の夫婦のどちらかが居住していれば三世代同居となります

④ 空き家購入後のリフォーム



居住する世帯の家族構成に条件なし

大館市在住のかた → **工事費の10%(上限30万円)**

市外から移住されるかた → **工事費の20%(上限50万円)**

大館市空き家バンクに登録されている物件に限ります
購入後に申請者世帯が居住していること

大館市観光キャラクターはちくん ©大館市



注: ①~④の補助申請を併願することはできません。

秋田県が実施する住宅リフォーム推進事業を併せて申請することにより

「大館市の補助金」+「秋田県の補助金」を受取ることができます

注: 秋田県の補助事業の内容については、県のホームページやパンフレットでご確認ください

◇補助対象者◇

1. 全ての補助制度に共通の条件

市内に住所を有するかたで、次のいずれかに該当するかた

- (1) 持ち家住宅(自己所有で自己居住の住宅)のリフォーム等工事をするかた
- (2) 親または子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事をするかた
- (3) 親または子の持ち家住宅のリフォーム等工事をするかた
- (4) 自己が所有する住宅で、親または子が居住する住宅のリフォーム等工事をするかた
- (5) 中古住宅や空き家の購入後にリフォーム等工事を行いその住宅に居住するかた

※平成29年度までの市税の滞納が無いこと。対象範囲は、申請者及び配偶者と、子育て支援・三世代同居の補助で18歳以下の子供と同居する方

2. 補助種別ごとの要件

「① 一般の補助」を利用する場合

家族構成などの条件はありません。

「② 子育て支援」の補助種別を利用する場合

補助対象の住宅に18歳以下(平成12年4月2日以降生まれ)の子供と、その家族が居住していること

「③ 三世代同居」の補助種別を利用する場合

補助対象の住宅に18歳以下(平成12年4月2日以降生まれ)の子供と、その親及び祖父母等が居住していること

「④ 空き家購入後のリフォームの補助」を利用する場合

大館市空き家バンクに登録されている住宅を購入後にリフォーム等工事を行うこと。家族構成の条件はありません。

◇補助対象住宅◇

〇一戸建ての住宅

併用住宅の場合は、住宅の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上であること(平面図の提出が必要です。)

〇一戸建て住宅用の車庫または物置

住宅敷地内の住宅用車庫や物置の新築及び増改築を含むただし、既製品のカーポートや車庫、物置は除く

〇空き家バンク登録の住宅を購入

大館市空き家バンク登録物件の購入に限ります。過去に購入した登録物件のリフォームも補助対象になります。市外からの移住の補助は、市外に2年以上の在住期間があり平成30年4月1日以降に転入されるかたを対象とします。

◇ご注意◇

1. 平成28年度以降で補助金の交付を受けている場合原則として、今年度の補助金交付を受けられません。

2. ②子育て支援、③三世代同居、④空き家・定住型での「居住する」とは、その住宅に実際に住んでいることをいい、子供が下宿やアパート住まいの場合や、祖父母等が老人ホーム等に長期で入所している場合は、居住していることにはなりません。

申請の内容が事実と異なることが確認された場合は、補助金を返還していただきますのでご注意ください。

実施期間

申請受付開始・・・・・・・・平成30年4月 2日から

工事完了実績報告書提出期限・・・・平成31年3月20日まで(厳守)

※ 申請の受付は、予算の状況により途中で締め切る場合があります。

「申請書」のダウンロードや詳細情報は市ホームページをご覧ください。⇒<http://www.city.odate.akita.jp/>

◇補助率・補助限度額◇

○補助対象工事費用に対し、申請した補助種別の率に相当する金額（千円未満切捨て）を限度額まで補助します。

◇補助対象工事◇

次に掲げるすべてを満たす工事

- リフォーム等工事に要する費用（消費税込）が**30万円以上**であること
- 市内に本店を有する法人、市内に住所を有する個人事業者が施工する工事であること ※下請けも市内業者とする

◇補助対象外工事について◇

○補助対象となる工事の詳細な内容は要綱や補助対象工事一覧表をご確認ください。ご不明な点がある場合はお問い合わせ願います。

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用するかたは、補助対象工事費から他の補助金額及び補償額を減額します。

＜減額対象となる他の補助制度等＞

- ・介護保険制度の補助対象となる住宅改修費（長寿支援課扱い）
- ・浄化槽設置整備事業（下水道課扱い）
- ・大館市木造住宅耐震化補助事業（都市計画課扱い）
- ・風水害、雪害などによる損害保険等による補償

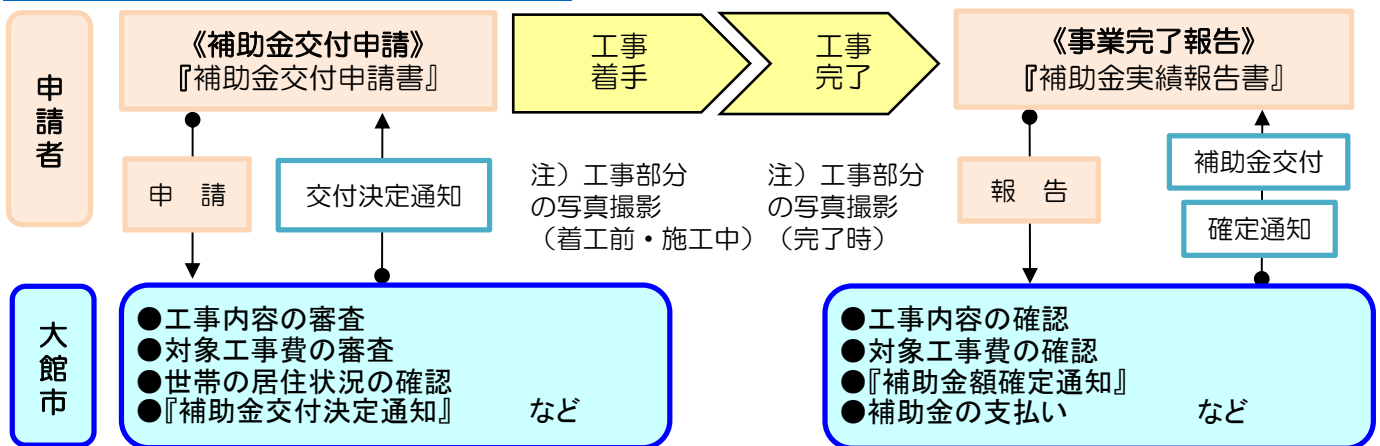
◇申請できる回数について◇

○補助金交付申請は、平成28年度以降、**原則として1戸の住宅につき1回限り**です。

ただし、「災害等による損傷個所の補修工事」「大館市木造住宅耐震化補助事業の交付決定を受けて行う耐震改修工事」に限り、複数回の申請を行うことができます。

○「平成27年度以前に補助金交付を受けているが、平成28以降は補助金交付を受けていない」場合、工事箇所を問わず補助金の交付申請を行うことができます。

◇補助事業申請フロー◇



◇ご注意ください◇

1. 補助申請の前に工事着手した場合は補助対象となりませんのでご注意ください。申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について確認させていただく場合があります。
2. 増改築をご計画の際は、建築確認申請が必要となる場合がありますので、計画の初期段階で工務店等に確認してください。（建築年が古い建物の増築工事は、構造上大規模な改修が必要となる場合もあります。）
3. 車庫（カーポートを除く）内部の壁・天井は、建築基準法により石膏ボード等（準不燃以上）を張ってください。
4. お住いの地域によっては、建築基準法により外壁等の一部を防火構造等にしなければならないなどの規制がありますので、これも計画の初期段階で工務店等に確認してください。

＜申込先及び問い合わせ先＞

建設部 都市計画課 建築指導係

住所 大館市比内町扇田字新大堤下93番地6（比内総合支所1階）

電話 0186-43-7083（直通） ファックス 0186-55-1018

※ 秋田県の住宅リフォーム推進事業を併せて申請されるかたは、大館市で取次ぎしますので必要書類を提出してください。

◇申請等に必要書類◇

補助金交付申請

補助金交付申請書（様式第1号）

《各補助制度に共通の添付書類》表面①～④の補助制度共通

1. 工事請負契約書又は請書の写し
2. 工事内訳見積書の写し
3. 工事を行う住宅の案内図
4. 工事着手前の写真（建物の全景及び工事箇所）
5. 債権者登録申請書（※1人1口座しか登録できませんので、既に登録のあるかたはご注意ください）
6. 申請者と住宅の居住者が異なる場合は、その関係を証する書類（戸籍謄本等）
7. その他、市長が必要と認める書類

《一般の補助以外に追加の添付書類》表面②～④の補助制度

8. ②子育て支援、③三世帯同居の補助制度を利用する場合は、対象の住宅に居住する**家族全員の住民票**
※住民票は世帯主・続柄の表示が必要です。
※平面図の提出を求められる場合があります。
9. ④空き家住宅の補助制度を利用する場合は、不動産売買契約書または登記事項証明書の写しと**転居後の住民票**（空き家バンクの登録実績は市で確認します。）
10. その他、市長が必要と認める書類

※補助申請の直近で住所変更されている場合や空き家購入等により移住されたかたについては、訪問により居住状況を確認します。

事業完了報告

補助金実績報告書（様式第5号）

《添付書類》表面①～④の補助制度共通

1. 工事代金領収証の写し
2. 工事中及び工事完了後の施工箇所の写真
3. 補助金交付請求書
4. 建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた工事は検査済証の写し
5. その他、市長が必要と認める書類